

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一般廃棄物処理施設の改善、停止命令
概要	一般廃棄物処理施設の構造、維持管理が基準に適合していない場合など、許可（届出）者に対して、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設に必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第10項
処分基準	<p>許可施設においては次の各号のいずれかに該当するとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。 2 第八条第一項の許可を受けた者の能力が第八条の二第一項第三号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。 3 第八条第一項の許可を受けた者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 4 第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。 <p>届出施設においては、第九条の三第一項の届出に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三に規定する技術上の基準又は当該届出に係る第八条第二項の届出書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について第九条の三第八項の届出を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。</p>
ホームページ	
備考	